

豊見城市抽選型最低制限価格制度実施要領

【令和 6 年 10 月 9 日】

(趣旨)

第 1 条 この要領は、豊見城市が執行する入札について、最低制限価格の予測困難性を高めることを目的として実施する抽選型最低制限価格制度に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第 2 条 この要領は、予定価格を事前に公表する入札（以下「対象入札」という。）に適用する。

(最低制限基準価格の設定方法等)

第 3 条 最低制限基準価格設定権者（最低制限基準価格設定権者は、豊見城市事務決裁規程別表第 1 に定める最低制限価格を決定する決裁権者とする。）は、対象入札ごとに建設工事は、予定価格の 100 分の 70 以上、委託業務は、予定価格の 100 分の 60 以上、地質調査業務は、予定価格の 3 分の 2 以上で、3 種類の最低制限基準価格を設定し、これらの価格をこの要領の最低制限価格書（以下「最低制限価格書」という。）に記載し、それぞれを封書にする。

2 対象入札を執行する職員（以下「入札事務執行人」という。）は、開札の際これらを開札場所に備えなければならない。

(最低制限価格の決定方法等)

第 4 条 入札事務執行人は、開札後、直ちに 3 種類の最低制限価格書及び 11 通りの最低制限価格（税抜）算出式について抽選を行い、最低制限価格を決定するものとする。この場合において、当該抽選を行う者は、原則として当該対象入札の最低価格入札者とし、入札事務執行人は、当該抽選を行った者に対し、その者の氏名等を最低制限価格書に署名させるものとする。

2 最低制限価格（税抜き）の算定において、1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、算出した額が、予定価格（税抜き）と比較し、建設工事で 100 分の 70 に満たない場合は 100 分の 70、委託業務で 100 分の 60 に満たない場合は 100 分の 60、地質調査業務で 3 分の 2 に満たない場合は 3 分の 2 とする。

くじ番号	最低制限価格（税抜）の算出式
1	最低制限基準価格 × 1.005
2	最低制限基準価格 × 1.004
3	最低制限基準価格 × 1.003

4	最低制限基準価格	×	1. 0 0 2
5	最低制限基準価格	×	1. 0 0 1
6	最低制限基準価格	×	1. 0 0 0
7	最低制限基準価格	×	0. 9 9 9
8	最低制限基準価格	×	0. 9 9 8
9	最低制限基準価格	×	0. 9 9 7
1 0	最低制限基準価格	×	0. 9 9 6
1 1	最低制限基準価格	×	0. 9 9 5

(落札者の決定等)

- 第5条** 入札事務執行人は、落札決定又は落札保留の宣言をするに先立って、第4条の規定により決定された最低制限価格（以下「決定最低制限価格」という。）を読み上げるものとする。
- 2 決定最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は落札者とせず、予定価格の制限以下の価格かつ抽選により決定した最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低価格入札者を、当該対象入札の落札者とする。
- 3 前項の規定により、落札者となるべき入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(決定最低制限価格の公表)

- 第6条** 当該入札結果の公表と併せて当該決定最低制限価格は公表するものとする。

附則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。